

2020年4月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 森 まさこ 様

国際婦人年連絡会 世話人
紙谷 雅子
大倉 多美子
橋本 紀子

刑法性犯罪の再改正を求める要望書

国際婦人年連絡会は、国連の提唱する「平和・開発・平等」を目標に、全国の女性団体35団体が集まって活動している運動体です。

2017年に110年ぶりに刑法性犯罪が改正され、私たちはこの改正が性暴力犯罪の適切な処罰や防止につながることを期待しました。

ところが、2019年3月に、19歳の女性が実父から性交を強いられていたケースをはじめ、地位関係性を利用した性暴力に対する無罪判決が相次いで報道され、先の法改正だけでは不十分だと認識しました。海外で始まった「#MeToo」運動は日本でも各地に広がり、街頭の集会などで自らの被害を告発する女性が増えていますが、これは潜在化した性犯罪がいかに多いかを表しています。性暴力犯罪は訴え出ることが困難だったり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼす人権侵害であり、社会問題です。

2017年の国会審議時に、被害の実情や改正法の施行状況を勘案して「必要があるときは3年後をめどに措置を講ずる」との附則がつけられました。政府は「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置しヒアリングなどを行ってきました。こうした検討を踏まえて、被害実態に即した刑法性犯罪の再改正を行うよう、以下のとおり要望します。

記

1. 2017年の法改正時の附則に基づき、性暴力被害者と加害者の実態調査結果による両者の精神および心理学的知見を重視し、被害当事者や支援団体代表、被害実態を熟知した研究者や専門家を検討会に入れ、被害当事者や支援者の声を反映するよう努めること
1. 強制性交等罪における暴行・脅迫要件、準強制性交等罪における心神喪失・抗拒不能要件を撤廃し、不同意性交罪を導入すること
1. 前回の改正で新設された、18歳未満の子どもの監護者に適用される「監護者等性交罪」の処罰を重くすること
1. 親族、指導的關係にある者、上司など、地位や関係性を利用した性行為に対し、処罰類型を設けること
1. 性交同意年齢を引き上げること